

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. クレジットカード納付制度の創設
 - II. 電子帳簿保存制度について
 - III. 信用保証制度の今後のあり方について
- § FinTech会計の研修会開催のお知らせ

[今月のトピックス]

- ・助成金情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. クレジットカード納付制度の創設

— 平成 29 年 1 月 4 日 より —

大阪府ではすでに自動車税について、クレジットカードによる納付制度が導入されていますが、平成 29 年 1 月 4 日より国税にも導入されます。国税の納付方法には現在、金融機関等の窓口での納付書による現金納付、指定した金融機関の預貯金口座から振替納税による納付、ダイレクト納付またはインターネットバンキング等を利用して電子納税、という複数の方法があります。国税の納付手段の多様化を図る観点から、ここに「インターネットを利用したクレジットカード決済による納付」が加わることになりました。5月号別冊の改正項目でも簡単に触れましたが、今月号では、より詳しくクレジットカード納付の概要及びその他の納付方法について解説します。

■ クレジットカードによる納付

クレジットカード納税は、パソコンや携帯電話、スマホでインターネットに接続し、専用サイト上でクレジットカードによる支払いができる仕組みです。納税者がクレジットカード会社に納付手続きを委託し、クレジットカード会社がそれを受託した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税や利子税等に関する規定が適用されます。納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はありません。ただし、金額はクレジット会社の取り扱い上、1,000万円未満に限定されているため、高額な納付には利用できない点について注意が必要です。また、手数料は納税者の負担となります。クレジットカードで税金を納めるメリットは、現金が引き落とされるタイミングが納期限より遅くなるため、資金繰りへの好影響が期待できます。インターネットを利用するこ

とで現金を持ち歩かなくていいという安心感もあり、またクレジットカードを利用することでポイントが貯まるという旨味もあります。納税証明書の発行は、クレジットカード会社による日本銀行（歳入代理店）への納付が完了してからでないと発行できないと想定されるため日数がかかります。

■ 金融機関等の窓口での納付書による現金納付

現金納付は、最も原始的な納税方法です。納付書を金融機関（銀行や信用金庫など）や税務署に持って行き、現金で納付する方法です。税務署から送られてくる納付書で、バーコードが付いているものについては、コンビニでも納付することができます。現金納付のメリットは、納付すると領収印を押してもらえるため、安心感があります。しかし、その反面、手続きの場合は書き間違いのリスクがあります。

■ 指定した金融機関の預貯金口座から振替納税による納付

所得税と消費税の確定申告で、多くの人々が利用している納税方法です。税金を預金口座から自動的に引き落とすため、金融機関や税務署に行く必要がありません。納税額が多額の場合は、現金を持ち歩く必要がないため安全です。また、確定申告の税金を現金で納付する場合の期限は3月15日ですが、振替納税の引落しは4月中頃と1ヶ月ほど伸びます。ただし、振替納税を利用するには、口座振替依頼書を税務署に提出することで利用が可能です。

■ ダイレクト納付またはインターネットバンキング等を利用して電子納税

電子納税には、「ダイレクト納付」と「インターネットバンキング」があります。2つともパソコンからの操作で納税ができます。2つの違いは登録または契約する相手の違いです。ダイレクト納付がe-Taxに納付情報を事前に登録するのに対して、インターネットバンキングは銀行との利用契約が必要になります。電子納税を利用するのは、主に法人となります。毎月の源泉所得税を払う必要がある場合に便利な方法です。

Ⅱ . 電子帳簿保存制度について

——平成28年度改正で更に緩和されています——

■ スキャナ保存制度について

平成10年7月に国税関係帳簿書類の保存方法等の特例法として「電子帳簿保存法」が施行され、その後、平成17年4月の電子帳簿保存法の改正により「スキャナ保存制度」が導入されましたが要件が非常に厳しいもので、中々、浸透しませんでした。規制緩和要望を踏まえ、国税庁は「平成27年度税制改正」において要件緩和を実施し、平成27年3月31日に電子帳簿保存法施行規則が改正され、平成27年12月24日に「平成28年度税制改正大綱」が閣議決定され、連年で「スキャナ保存制度の見直し」が行わ

れることになりました。

■平成 27 年度改正の概要

1. スキャナ保存の対象となる国税関係書類の範囲の拡充

平成 27 年度改正により、金額に関わらず全ての国税関係書類がスキャナ保存の対象となりました。

2. 実印レベルの電子署名が不要に

スキャナで読み取る際に必要とされていた入力者等の電子署名を不要とし、より簡易的な措置として、入力者等に関する情報を確認できることが要件とされました。

3. 適正な事務処理の実施を担保するための措置として「適正事務処理要件」が新たに追加

適正事務処理要件とは、国税関係書類の作成または受領からスキャナでの読み取りまでの各事務について、「相互けん制」、「定期検査」及び「再発防止」に掲げる事項に関する規定を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理することをいいます。

■平成 28 年度改正の概要

1. スキャナ装置について、原稿台と一体となったものに限定する要件が廃止されて、デジタルカメラやスマートフォン等による撮影が可能になります。

2. 国税関係書類（契約書、領収書等の重要書類に限る）を作成・受領する者（以下、受領者等）が読み取りを行う場合には、その国税関係書類に受領者等が署名を行った上で、その作成・受領後、特に速やかに（3 日以内に）タイムスタンプを付さなければならないこととされました。現行は、「速やかに」（1 週間以内に）とされております。

*タイムスタンプとは、電子文書がその時点で存在していたこと、その時刻以降に改ざんされていないことを電子的に証明するものです。この要件を満たすためには、専用のソフトを用いる等して、システムの構築が必要となります。

3. 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件の緩和

(1) 相互けん制要件については、国税関係書類の受領者以外の者が記録事項の確認（必要に応じて原本の提出を求めるを含む。）を行うことで足りす。

(2) 定期検査要件については、定期検査が完了するまで必要とされている国税関係書類の原本保存を、本店以外の各支店、事業所等でも行うことができます。

(3) 小規模企業者（常時使用する従業員が 5 人以下（製造業等であれば 20 人以下）の小規模企業者）の場合、定期検査を顧問税理士等に依頼すれば、相互けん制要件を不要とすることができます。

つまり、平成 28 年度改正では、小規模企業者の場合、定期検査を顧問税理士等に依頼すれば「相互けん制要件」を不要とすることができるため、例えば 1 人で事業を営む者が国税関係書類を受領した場合、自らがスキャナで読み取り紙の原本書類と同等であることを確認してタイムスタンプを付与し、

定期的な検査のみを「顧問税理士」に依頼すればよく、「適正事務処理要件」を満たすための人員は事業主と顧問税理士等の2名だけで足りることになります。この改正は平成28年9月30日以後の承認申請から適用される予定です。システムの構築等、未だハードルが高い面もありますが、社会的にも経理業務についてはペーパーレス化が促進されており、今後、更に緩和される可能性がありますので、改正に注目する必要があります。



助成金情報コーナー

■介護支援取組助成金について

厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組みを行う会社が利用できます。1. 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）、2. 制度設計・見直し、3. 介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施・制度周知）、4. 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置・周知）、5. 働き方改革の5項目全ての取組みを行った場合に支給されます。（その他、就業規則の整備、「両立支援のひろば」への登録等が必要です。）なお、支給額は1企業1回のみで60万円です。

Ⅲ. 信用保証制度の今後のあり方について

— 銀行の融資姿勢に変化あり？ —

金融機関から借入れをしたことのある経営者なら、信用保証協会（以下、保証協会）を一度は利用したことがあるのではないのでしょうか。保証協会とは信用力の乏しい中小企業のために保証人となってくれる公的機関です。現在、全国に385万ある中小企業・小規模事業者のうち約3分の1が利用しています。

保証協会が金融機関に対して原則80%を保証してくれることで、財務内容に問題がある、あるいは担保や保証面が弱くても、金融機関から借入れがしやすくなるので、中小企業にとって保証協会は重要な存在といえます。保証協会は中小企業から保証料を徴収し、もし中小企業が返済不能に陥った場合は代わりに返済をします。そして、その収支（信用保険事業収支）が赤字の場合は最終的に税金で補てんすることになるのですが、実は長年赤字が続いています。そのため、財務省は財政健全化を理由に黒字化を求めており、信用保証制度の見直し議論がスタートしたのです。

■信用保証制度の大幅な見直し

経済産業省は昨年11月に設置した中小企業政策審議会にて、信用保証制度の見直しに関する議論をスタートさせました。昨年に見直しの基本的方向性を取りまとめ、今年1月以降に制度改正の詳細を議論し

ていく予定です。かつて保証協会は全額保証していました。しかし、金融機関にもリスクを負担させるために、2007年から一部の制度を除き保証協会が80%、金融機関が20%負担とする大改正が行われました。そして、今回の信用保証制度の改正も現行制度を大幅に見直す内容になることでほぼ間違いありません。現時点での案としては、創業期には100%保証を行い、中小企業が成長していくにつれて徐々に保証利用を減らし金融機関の保証割合を高め、そして、最終的には保証協会の利用から卒業を目指す形にするべきとしています。また、リーマンショックや東日本大震災が発生した際には、100%保証制度によって多くの中小企業が救われました。世界的な金融危機や大災害に対しては、中小企業では対応が難しいことから今後も100%保証の制度は維持される方向です。

■財政健全化が優先

2014年4月に消費税は8%に引き上げられ、今後は10%になる予定です。消費税以外にも相続税の基礎控除額の削減、所得税の最高税率の引き上げ、厚生年金保険料の引上げ等も実施され増税が目立ちます。財務省としては、負担割合を金融機関と保証協会で半分ずつにし、100%保証を減少させたい考えです。日本の財政は毎年赤字を出し続けていることから、財政健全化のために信用保険事業収支の赤字を減らす動きになることはやむを得ないことなのかもしれません。しかし、その影響で、金融機関からすると現状の80%保証があるから支援できたが、これ以上に保証協会の保証割合が縮小されれば支援が困難となる中小企業が出てくることも懸念されます。創業時あるいは大震災等危機的状況の場合は今後も手厚い保護を行っていきませんが、日本の財政を考えると、信用保証制度が縮小されていく流れにあります。創業してから何年も経つような中小企業は保証協会を利用しなくても資金調達ができるような経営をしていかなければならないし、金融機関側も保証協会に頼らずとも中小企業を支援していかなければならないのです。

■保証協会融資の保証が5割保証になるかも？

信用保証協会の保証割合が、現状の8割保証から5割保証へ移行する議論がされています。もし5割保証になったとしたら、「銀行は信保付き融資をしなくなるのではないかと懸念されています。銀行と協会との協定に信用保証協会の保証に対する契約形式には、部分保証方式と負担金方式とがあります。部分保証方式とは、融資実行時の保証割合が80%で、保証割合が続きます。それに対し、負担金方式は、融資実行時の保証割合は100%です。その後、代位弁済の状況に応じて、一定期間ごとに20%相当額の負担金を支払うことになっています。そのため、本部は代弁率を管理しており、支店で安易に代弁をすることを制御しているのです。負担金方式を選択している銀行は、融資実行時に金融機関は、負担金方式を選択しているかぎり、貸倒引当金を積み込む必要が無いのです。貸倒引当金を積まなくていいということは、自己資本比率維持に有利となります。また昨年、部分保証方式への移行が検討されていたのですが、中小企業庁は見送る見通しになりました。このように保証割合が、たとえ5割保証となったとしても、引当金を積まなくていい負担金方式のままであれば、銀行の信用保証協会付き融資の姿勢は、積極推進のままと考えられます。ただ債務超過の大きな先、赤字続きで何年も改善されない先、一過性の赤字でも巨大な先などについては、慎重な対応になると考えられます。信用保証協会付き融資を受けている経営者は、引き続き保証を受けられるよう業績アップ、改善に努める必要があります。



今月のブックマーク

全国 IT 経営スタジアムをご存知でしょうか。地域に根ざし、堅実な経営を続ける企業は、IT を上手に取り入れて経営効果を上げています。全国 IT 経営スタジアムでは、中小企業の IT 入門マガジン「COMPASS」に掲載された IT 経営事例を電子ブックから検索・閲覧できます。また、中小企業の IT 経営を支援する IT コーディネータの活動も紹介しています。IT を上手に取り入れて自社の業績を向上させたいとお考えの方は、是非、一度ご確認くださいませ。勿論、**TFG**東亜経営総研システム部門でも受付中です。

「全国 IT 経営スタジアム」
<http://itkeiei-stadium.jp/>

今注目の Fin Tech 会計 研修会 複数回開催中！

「身体の細胞に匹敵する一つの取引を一単位とした仕訳処理。」
 これの自動作成への道が開かれようとしています。
 この Fin Tech の革新性は時間不足、知識不足をぶっ飛ばしてくれます。
 そして経営に変化を呼び起こすでしょう。

【日時】 9 月 29 日（木）

午後 4 時 30 分より（6 時終了予定）

【会場】 **TFG**会議コーナー（研修室）

大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号 野村不動産四ツ橋ビル 8F

【参加費】 無料

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
 株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
 野村不動産四ツ橋ビル8F
 (06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
 [URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐